

・ 恵庭市地域防災計画の概要

(一般災害対策編・地震災害対策編・火山災害対策編)

・ 恵庭市水防計画の概要



平成26年8月

恵庭市防災会議

【 修 正 の 経 過 】

平成 24 年 12 月に恵庭市地域防災計画（一般災害対策編・地震災害対策編）の大幅な見直しを行いました。

その修正内容を踏まえ、「火山災害対策編」及び「水防計画」の見直しを行うとともに、一般災害対策編についても必要な修正を行うものです。

【 修 正 の 背 景 】

- 1 「災害対策基本法の改正」（平成 24 年 6 月・平成 25 年 6 月）及び「北海道地域防災計画の修正」（平成 25 年 5 月）に伴う「恵庭市地域防災計画（一般災害対策編・地震災害対策編）」の修正。
- 2 「樽前山火山防災計画」の修正（平成 24 年 3 月）及び「恵庭市地域防災計画（一般災害対策編・地震災害対策編）」の見直し（平成 24 年 12 月）を踏まえた「火山災害対策編」の修正。
- 3 「恵庭市地域防災計画（一般災害対策編・地震災害対策編）」の見直し（平成 24 年 12 月）及び「北海道水防計画」の修正（平成 25 年 1 月・平成 26 年 4 月）を踏まえた「恵庭市水防計画」の修正。

【 主 な 修 正 内 容 】

（１）恵庭市地域防災計画の一部修正

① 《 一般災害対策編 》

「北海道地域防災計画」との整合性

・「北海道地域防災計画」の修正を踏まえた修正

□ 第 1 章第 4 節「用語の定義」（修正） P 3

～ 災害予防責任者、複合災害について追加。

□ 第 1 章第 7 節「市民及び事業所の基本的責務」（修正） P 1 2

～ 災害意識の高揚、災害教訓の伝承、災害知識の習得、市・関係機関が行う防災対策への協力。

□ 第 3 章第 3 節「防災情報等の通信体制」（修正） P 2 3

～ 平成 25 年 8 月に特別警報が新たに導入されたことによる防災気象情報及び伝達

系統図の修正。

- 第4章第1節「防災教育及び訓練計画」(修正) P 3 0 ~ P 3 3
 - ～ ・ 防災活動の推進、地域リーダーの育成、複合災害時の知識普及・啓発、
 - ・ 地域コミュニティにおける防災教育の普及推進。
 - ・ 学校等教育関係機関における防災教育の推進。
 - ・ 民間団体等と連携した防災訓練、複合災害に対応した訓練の実施。
- 第4章第3節「相互応援体制整備計画」(新設) P 3 5 ~ P 3 6
 - ～ 道や他市町村との応援や受援体制の確保、遠方市町村との協定締結
- 第4章第6節「避難行動要支援者対策計画」(修正) P 4 2 ~ P 4 4
 - ～ 災害時における避難行動要支援者の安全確保を図る。
(避難支援関係者との情報の共有、個別計画の策定、避難行動要支援者名簿の作成)
- 第4章第7節「情報収集・伝達体制整備計画」(新設) P 4 5
 - ～ ・ 高齢者、障がい者等(避難行動要支援者)にも配慮した情報伝達。
 - ・ 被災地における情報の収集、伝達手段の多重化・多様化。
- 第4章第17節「複合災害に関する計画」(新設) P 5 6
 - ～ ・ 複合災害に関する知識の普及・啓発。
 - ・ 職員の派遣体制や防災関係機関の連携強化。
 - ・ 複合災害を想定した訓練の実施。
- 第5章第2節「災害情報収集・伝達計画」(修正) P 5 7 ~ P 6 2
 - ～ 災害時の通信手段の確保。
 - ・ 災害時優先電話の利用。
 - ・ 電報による通信など。
 - ・ 通信途絶時の支援。
- 第5章第5節「災害広報計画」(修正) P 6 6
 - ～ 住民懇談会等による被災者等の意見・要望等の広聴、災害対策への反映。
- 第5章第6節「避難対策計画」(一部修正) P 6 7 ~ P 7 4
 - ～ ・ 避難場所の指定として福祉避難所を新たに追加。
 - ・ 広域一時滞在(道内及び道外)に関する協議。
- 第5章第7節「救助救出計画」(修正) P 7 5
 - ～ 発災当初(72時間)の救助救出活動における人的・物的資源の優先。

- 第5章第32節「広域応援要請計画」(修正) P103～P105
 - ～ ・他市町村や知事への応援要請。(静岡県藤枝市との相互応援協定を追加。)
 - ・北海道による市に対する応援。

② 《 地震災害対策編 》

- 第1章第5節「市民及び事業所の基本的責務」(修正) P4
 - ～ ・災害に備える意識の高揚、災害教訓の伝承や知識の習得。
 - ・事業所における防災対策の実施。
- 第3章第2節「地震に関する情報」(修正) P7～P9
 - ～ ・緊急地震速報の発表(震度4以上の地域)。
 - ・地震に関する情報の伝達系統(勤務時間内外の取扱い等)について修正。
- 第4章第1節「市民の心構え」(修正) P10～P11
 - ～ 駅やデパート等の集客施設でとるべき措置の追加。

③ 《 火山災害対策編 》

- 1 「樽前山火山防災計画」(平成24年3月)の見直し及び「北海道地域防災計画」の修正に伴う修正
- 2 計画体系の見直し
分冊していた火山災害対策編を「恵庭市地域防災計画」への一体化。これにより、重複する計画は「一般災害対策編」及び「地震災害対策編」に準用するものとする。

- 第1章第3節「計画の基本方針」(修正) P2～P8
 - ～ ・恵庭市、北海道など防災関係機関の実施責任。
 - ・樽前山火山防災会議協議会の組織・目的を位置付け。
- 第2章第1節「火山の概況」(追加) P10～P12
 - ～ 北海道内の活火山、恵庭市周辺の活火山(樽前山、恵庭岳)の特色を追加
- 第3章第3節「火山現象に関する情報」(修正) P24～P30
 - ～ ・噴火警報、予報の発表
 - ・樽前山の噴火警戒レベル導入(1～5)
 - ・噴火警報、予報の伝達及び系統図

□ 第4章第1節「観測及び調査研究」から第6節「通信設備の整備」(追加)

P 3 6 ~ P 3 7

~ 北海道地域防災計画(火山災害対策計画)の修正に伴う追加

札幌管区気象台による観測、北海道の調査研究、市及び関係機関による警戒体制の強化、2次災害の予防対策など

□ 第4章第7節「火山防災知識の普及・啓発」(修正) P 3 8 ~ P 3 9

- ~ ・市、道及び関係機関による火山ハザードマップを活用した研修の実施。
- ・札幌管区気象台による火山防災に関する知識の普及啓発。
- ・住民、事業所への普及・啓発

□ 第5章「災害応急対策計画」(修正) P 4 5 ~ P 1 0 1

- ~ 各種計画にかかる対策について一般災害対策編に準用するもの。

□ 第6章「災害復旧計画」(修正) P 1 0 2

- ~ 一般災害対策編に準用するもの。

(2) 恵庭市水防計画の一部修正

1 「北海道水防計画」及び「恵庭市地域防災計画」との整合性を図る

- ・計画体系(章・節)について「北海道水防計画」に準ずる修正
- ・「恵庭市地域防災計画」に準ずる修正

□ 第1章「総則」(追加) P 1 ~ P 7

- ~ 水防管理団体等、各関係機関の名称や水防用語の説明。処理すべき事務、業務を明記。

□ 第2章「予報及び警報等の伝達」 P 9 ~ P 2 1

- ~ ・特別警報の導入に伴う予報、警報等種類の修正。
- ・水防活動や指定河川(千歳川)の洪水に関する注意報、警報内容の追加。
- ・気象情報の種類や予報、警報の伝達に係る系統図の修正。
- ・洪水予報の種類、危険レベル、水位の名称を追加
- ・水防警報の種類、内容、発表基準の修正。

□ 第3章「雨量・水位等の情報収集」 P 2 2 ~ P 2 3

- ~ ・市町村向けの「川の防災情報(国交省)」、「防災気象情報提供システム(気象庁)」の活用。
- ・一般向け情報のホームページアドレスを追加。

□ 第4章「ダム、排水機場、樋門等の操作」 P 2 4 ~ P 2 6

- ~ ・漁川ダムの概要、操作、情報系統図について追加。

・排水機場、樋門等の設置場所、操作について追加。

□ 第5章「通信連絡」 P 2 7 ~ P 2 8

～ 水防通信網の確保、災害時優先電話の利用について追加。

□ 第6章「水防施設及び輸送」 P 2 9 ~ P 3 0

～ 水防資機材の保有状況、備蓄等について修正。

□ 第7章「巡視、警戒及び重要水防箇所」 P 3 1 ~ P 3 2

～ ・千歳川、漁川等河川の巡視、非常警戒に関する事項について修正。
・重要水防区域（警戒の必要箇所）の実態把握。

□ 第8章「水防管理団体の組織」 P 3 6

～ 災害対策本部（一般編）に準ずる組織。

□ 第9章「水防活動」 P 3 7 ~ P 4 1

～ 市の非常配備体制について災害対策本部（一般編）を準用。水防団の出動にかかる非常配備体制について修正。

□ 第10章「協力及び応援」 P 4 5 ~ P 4 6

～ 周辺市町水防管理団体や警察への協力応援、自衛隊や国への派遣要請。

□ 第11章「水防信号、水防標識及び身分証票」 P 4 7 ~ P 4 9

～ 文言等の一部修正。

□ 第12章「費用負担と公用負担」 P 5 0 ~ P 5 2

～ 水防管理団体及び区域以外の市町村の費用負担、公費負担にかかる権限の一部修正。

□ 第13章「水防報告」 P 5 4

～ 文言等の一部修正。

□ 第14章「水防訓練」 P 5 5

～ 文言等の一部修正。

□ 第15章「災害補償等」 P 5 6

～ 文言等の一部修正。

□ 第16章「退職報償金」 P 5 7

～ 水防団員への退職報償金の支給について規定。

□ 第 17 章「水防協力団体」 P 5 8

～ 水防協力団体の指定や業務に関する事項を規定。

□ 第 18 章「浸水想定区域」 P 5 9 ～ P 6 0

～ 河川はん濫時に想定される浸水想定区域の指定通知。洪水ハザードマップの配布、住民へのホームページ等による周知。

□ 第 19 章「指定水防管理団体の水防計画」 P 6 1

～ 指定水防管理団体による水防計画の策定及び公表。

2 水防法の改正に伴う修正

・ 河川管理者（北海道開発局千歳川河川事務所）の協力が必要な事項について追加。

□ 第 2 章第 6 節「河川管理者の情報提供」 P 2 1

～ 河川管理者からの情報提供（市町村及び一般者向け）に関すること。

□ 第 6 章第 1 節「水防倉庫及び水防資機材」 P 2 9

～ 水防管理者による資機材の備蓄、河川管理者による応急復旧資機材等の貸与に関すること。

□ 第 7 章第 2 節「重要水防区域の指定」 P 3 2

～ 河川管理者との重要水防箇所の合同巡視の実施に関すること。

□ 第 10 章「協力及び応援」 P 4 6

～ 隣接市町水防管理団体、警察、自衛隊への派遣応援。
河川管理者による職員派遣（リエゾン）。

□ 第 14 章「水防訓練」 P 5 5

～ 水防管理者による訓練の実施、河川管理者への訓練・技術講習会への参加要請。